

4. 土地工作物責任

条文

- ① 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない（717条1項）。
- ② 前2項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる（717条3項）。

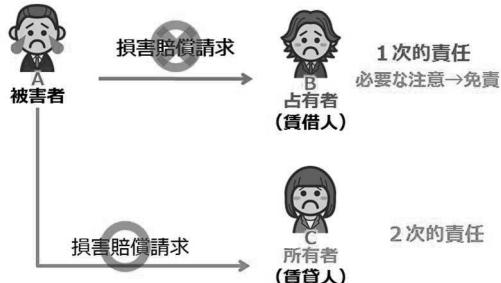
危険な工作物を支配する者は、その危険について責任を負うべきなので（危険責任）、次の要件を満たすときは、第一次的には占有者が、第二次的には所有者が、その損害賠償責任を負う。

なお、所有者については免責規定がない（無過失責任）。

- ① 土地工作物によること
- ② 土地工作物の設置又は保存の瑕疵によること
- ③ 土地工作物の瑕疵と損害の間に因果関係があること
- ④ 占有者による免責の立証がないこと（所有者は免責されない）

例えば、Aは、Bが所有者Cから賃借していた甲建物の前を通行していたところ、その壁が崩落して重傷を負った。

この場合、まず、甲建物の占有者である賃借人Bが、被害者Aに対して、損害賠償責任を負う。占有者Bが、損害の発生を防止するために必要な注意をしていたときは、所有者Cが、被害者Aに対して、損害賠償責任を負う。壁が崩したことについて所有者Cに故意又は過失がなかったとしても、所有者Cは、損害賠償責任を免れることはできない。



5. 共同不法行為

条文

- ① 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。 共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする（719条1項）。
- ② 行為者を教唆した者及び帮助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する（719条2項）。

(1) 意義

次のいずれかに該当するときは、各自が連帯して損害賠償責任を負う。

- ① 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたとき（例：数人がレールに石を置いて電車を脱線させたとき）
- ② 共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないとき（例：数人で喫煙した際、吸いがらを捨てたことによって火災が発生したが、いずれの者の吸いがらが原因か不明なとき）

